

令和3年度の補助事業等におけるクロスコンプライアンスについて

- 現場における具体的な作業安全対策の取組の促進や、事業者の意識向上を図るため、各種の補助事業等において、作業安全に関する要件化（クロスコンプライアンス）を推進。
- 令和3年度については、事業実施主体が事業者であるなど要件を設定することが適切と考えられる補助事業等について、原則要件化しており、その結果、令和2年度に比べ要件設定した事業等の数は6割増となる見込み。
- 今後も、作業安全を要件化する事業等について、さらに精査することとしている。

補助事業等における作業安全に関する要件設定

	要件設定した事業等の数		設定した要件の数	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
農業	26	32	33	45
食品産業	1	8	1	15
林業・木材産業	20	39	34	67
漁業	7	9	20	24
計	54	88	88	151

※要件設定を予定している事業等の数は、令和2年12月末の調査の結果。
 ※令和2年度には令和元年度補正事業を、令和3年度には令和2年度補正事業を含む。

<要件設定等の具体例>

○農業

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）において、GAP、HACCP、ハラル等の取組のいずれかの実施を義務化しており、加えて、GAPの取組を実施していない場合、規範チェックシートの実施を努力義務化
- 就農や雇用に関する事業では、研修の実施や労災保険への加入を義務化
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金において、作業前の危険箇所の確認・共有を努力義務化又は義務化

○食品産業

- 規範チェックシートの実施の義務化や、労働安全衛生マネジメントシステムの導入でのポイント加算の要件を設定

○林業・木材産業

- 作業安全に関する要件を設定した令和3年度の事業等は令和2年度から倍増。このうち、原則、林業・木材産業事業者が事業実施主体の事業では規範チェックシートの提出を義務化

○漁業

- 漁業担い手確保緊急支援事業のうち長期研修支援事業（R2補正）及び経営体育成総合支援事業のうち長期研修支援事業（R3）等において規範チェックシートの提出を義務化